

# 宇佐市多文化共生・国際交流推進プラン



【外国人技能実習生等宇佐市地域交流事業の様子】

令和2年3月

大分県宇佐市

## 目次

### 第1章 宇佐市多文化共生・国際交流推進プランの策定

1 宇佐市多文化共生・国際交流推進プラン策定の背景	3
2 多文化共生へ向けた自治体の取組状況	3

### 第2章 多文化共生や国際交流の現状について

1 国の動向	4
① 在留外国人の状況について	4
② 訪日外国人について	5
③ 自治体間交流	6
2 大分県の動向	6
① 「大分県海外戦略（2019～2021）」について	6
② 2018年度大分県外国人留学生受入れ状況	6
③ 「大分県外国人材受入れ・共生のための対応策」を策定	7
④ 大分県外国人総合相談センターの開設	7
⑤ 国際交流について	7
3 宇佐市の状況	7
① 外国人材の受入れ	8
② 国際交流	9
③ インバウンド対策	9

### 第3章 宇佐市多文化共生・国際交流推進プランの目標

1 宇佐市多文化共生・国際交流推進プランの目標と位置付け	10
2 宇佐市多文化共生・国際交流推進プランの期間	10
3 基本プラン	11
①多文化共生のためのコミュニケーション支援	11
②多文化共生のための生活支援	11
③多文化共生の地域づくり	11
④国際交流による地域活性化	11

## **第4章 宇佐市多文化共生・国際交流推進プランの実施に向けて**

<b>1 多文化共生のためのコミュニケーション支援</b>	12
①多言語・「やさしい日本語」による情報提供	12
②日本語能力向上や日本文化の教育支援	12
<b>2 多文化共生のための生活支援</b>	13
① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備	13
② 生活サービス環境の改善	14
③ 災害発生時の情報発信・支援等の充実	15
④ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル相談等への対応の充実	16
⑤ 住宅確保のための環境整備及び支援	17
⑥ 外国人児童生徒の教育等の充実	18
⑦ 適正な労働環境等の確保	18
⑧ 地域での安定した就労の支援	19
⑨ 留学生の就職等の支援	19
⑩ 金融・通信サービスの利便性の向上	20
⑪ 社会保険への加入促進等	20
<b>3 多文化共生の地域づくり</b>	21
① 市民及び外国人の声を聴く仕組みづくり	21
② 啓発活動等の実施	21
③ 地域における多文化共生の取組の促進及び支援	22
<b>4 国際交流による地域活性化</b>	22
① 地域におけるグローバル化・地方創生の推進	22
② 多文化共生の交流の場づくり	23

## **第5章 宇佐市多文化共生・国際交流推進プランの推進体制**

<b>1 推進体制</b>	25
<b>2 宇佐市多文化共生・国際交流推進プランの進行管理及び見直し</b>	25

# **第1章 宇佐市多文化共生・国際交流推進プランの策定**

## **1. 宇佐市多文化共生・国際交流推進プラン策定の背景**

近年、労働・教育・科学・芸術・スポーツ等の広い分野での国際交流はますます拡大し、めまぐるしいグローバル化へどのように対応していくか、地域の活性化に国際交流をどのように活かせるかを考えていく必要があります。

一方、国内に目を向けると、外国人住民数は急増し、283万人を超える状況となっておりますが、現行の国の各種制度は外国人受け入れに関する課題に十分対応できていないため、住民サービスの直接の提供主体である地方自治体は様々な問題に直面しています。

国は、これまで外国人政策については、主に労働者政策や在留資格管理の観点から各種制度・施策が構築されてきましたが、外国人住民も生活者であり、地域社会の構成員として共に生きていくための環境整備が求められていたため、地域における多文化共生を推進する上での課題と今後必要な取組について、「コミュニケーション支援」、「生活支援」及び「多文化共生の地域づくり」の3つの観点について検討するとともに地方自治体に対してこれらの取組みを推進するよう求めているところです。

このような中、本市においても少子高齢化や若年層の流出に伴う人手不足等から外国人住民の増加が見られ、国際交流においては、韓国慶州市やハワイ州ホノルル市との自治体間交流や中高校生の海外短期留学の支援を行い、多様な文化にふれあう環境の整備を行ってきました。

今後も国籍などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、多文化共生の地域づくりを推進する必要性を認識するとともに、地域活性化のため、国際交流事業を一つのツールとして、市内に居住している外国人との交流や姉妹都市を含む海外の都市との交流を推進していく必要があります。

そこで、本市における多文化共生の推進や国際交流事業のさらなる推進に関する指針となる、「宇佐市多文化共生・国際交流推進プラン」を策定しました。

本市としては、地域の実情と特性を踏まえ、国及び県の指針等を参考としつつ、多文化共生や国際交流を計画的かつ総合的に推進していきます。

## **2. 多文化共生へ向けた自治体の取組状況**

国は2006年に「多文化共生推進プラン」を策定し、地方自治体に対して、多文化共生の推進に係る指針・計画の策定及び総合的な実施を促しています。国のプランでは多文化共生について「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義しています。国のプランをモデルに多くの地方自治体が多文化共生の指針や計画を策定するようになり、2019年4月現在、都道府県では98%、政令市では100%の団体が策定しており、町村においては未策定の団体が多く、政令市を除く市町村では策定している団体は約43%ですが、外国人集住都市ではすべての団体が策定しています。

## 第2章 多文化共生や国際交流の現状について

### 1. 国の動向

日本における在留外国人数は、2019年6月末時点で約283万人と過去最高となっており、リーマンショックがあった2008年以降減少に転じた時期もありましたが、2013年から再び増加に転じ、総人口に占める在留外国人の割合も過去最高を記録するとともに、多国籍化も進んでいます

2019年6月には「日本語教育の推進に関する法律」が成立し、これによって、初めて外国人や海外にルーツを持つ子どもたちに対する日本語教育に国と自治体の責任が示されたことになりました。

国はこれまで、外国人住民を取り巻く状況を踏まえ、全国的に多文化共生の推進が益々重要な課題となっていることから、2018年10月に「地域における多文化共生の推進に関する研究会」を設置し、地方自治体への多文化共生に関するアンケート調査の結果等から、多文化共生に係る優良な取組の新たな共有手法について議論を行っています。

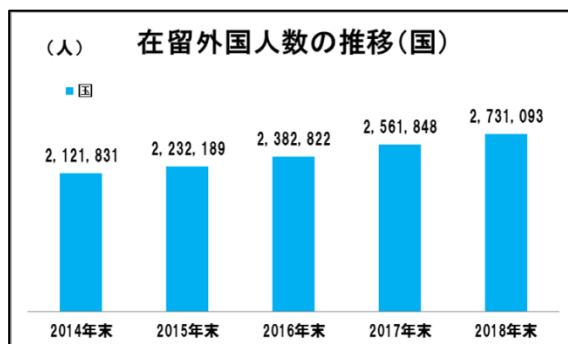
また、2019年4月には、新たに外国人材の受入れのための在留資格（「特定技能1号」「特定技能2号」）の創設等を内容とする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」の施行にあわせ、2018年12月に「外国人材受入れ・共生のための総合的対策」を策定し、2019年12月には改訂を行いながら外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示しています。

このような状況から国は、地方自治体に対して多文化共生の推進に係る指針・計画の策定及び地方における多文化共生の推進の計画的かつ総合的な実施を促すため、「地域における多文化共生推進プラン」の策定や先進的に取り組む団体の事例をまとめた「多文化共生事例集」の公表などを通じて、地域における多文化共生施策の推進を図っています。

#### ① 在留外国人の状況について

日本における在留外国人数は、「改正出入国管理及び難民認定法」の施行（1990年）により「定住者」の在留資格が創設され、日系3世まで就労可能な地位が与えられたことや、技能実習制度の創設（1993年）などにより、リーマンショックや東日本大震災の影響で減少した時期はあるものの、増加傾向にあります。

2018年末の在留外国人数は約273万人で、前年末に比べ約17万人(6.6%)増加となり過去最高を更新し続けています。

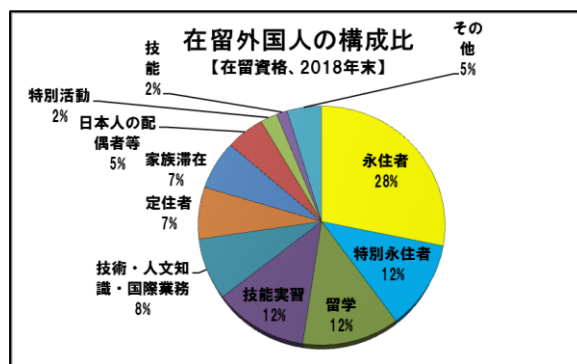
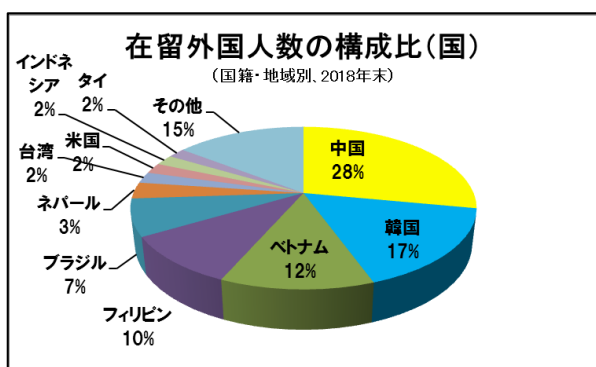


【法務省入国管理局発表資料】

在留外国人数の国籍別の推移は、10年前は韓国・朝鮮や中国、ブラジル出身者が多数でありました。その後、韓国・朝鮮やブラジル出身者は減少している一方で、留学生や技能実習生の増加により、中国を中心にフィリピンやベトナム、ネパールといった東南アジア・南アジア各国が近年では高い伸び率を示しています。

2018年末現在における在留資格別で見ると、構成は時代とともに変化し、永住者が約77万人【対前年比約2万2千人(+3.0%)】と依然最も多く、次いで留学が約33万7千人【同約2万5千人(+8.2%)】、技能実習の総数は約32万8千人(同約5万4千人(+19.7%))特別永住者が約32万1千人【同△約8千人(△2.5%)】と続いています。

また、2017年4月に新設された高度専門職は約1万1千人【対前年末比約3千人(+44.2%)】となり、大幅に増加しています。



【法務省入国管理局発表資料】

## ② 訪日外国人について

訪日外国人を巡る状況の変化は、多文化共生社会の構築に影響を及ぼす要因の一つと考えられ、ビザ要件の緩和や免税制度の拡充など官民挙げての訪日外国人促進施策により2018年末現在で3,100万人を超え、統計開始以降、過去最多を記録しました。

2019年のラグビーワールドカップでは、大分県も大きな賑わいと経済効果を受け、さらに2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会等、国際的に関心の高いスポーツイベントの日本開催により、訪日外国人数の更なる増加が期待されます。これらを踏まえ、政府は訪日外国人旅行者数の目標について、2020年においては4,000万人(従来目標は2,000万人)、2030年においては6,000万人(従来目標は3,000万人)と大幅に見直しました。

国籍別の訪日外国人数は、2018年末時点で東アジア地域の国々が上位を占めており、中国、韓国、台湾、香港、タイからの訪日外国人数の合計は、全体の7割を超えています。さらに東南アジア地域の国々では、シンガポールやインドネシアからの訪日外国人数が近年急速な伸びを見せており、米国や豪州、英国、カナダについては、訪日外国人数は増加しているものの、全体に占める割合は伸びていない状況です。

### ③ 自治体間交流

グローバル化が進展する中で、自治体においても地域の活性化を図るため、海外との地域間連携の重要性が高まっており、国際交流などを通じた地域の国際化支援、海外自治体幹部の交流協力セミナー、地域間国際交流推進事業を実施し、自治体の地域の強みや特性を活かした海外自治体とのネットワーク作りを支援し、2019年11月時点で43都道府県、840の市区町村で姉妹（交流）都市提携が行われています。

## 2. 大分県の動向

### ① 「大分県海外戦略（2019～2021）」について

大分県では、2015年に策定した「大分県海外戦略（2015～2018）」の計画期間が最終年度を迎えたことから、2019年3月に2021年度までを計画期間とする「大分県海外戦略（2019～2021）」を策定しています。

大分県海外戦略は、県の海外施策の取り組むべき方向性を示す羅針盤であり、「海外の成長を取り込みつつ共に発展する」という基本理念のもと、「海外の活力を取り込む」、「海外の人材を取り込む」、「国際交流・国際貢献の推進」、「国際人材の育成・活用」の4本の柱から構成されています。

「大分県海外戦略（2019～2021）」の策定にあたっては、これまでの成果や最近の経済社会情勢の変化等を踏まえて、庁内各部署で組織する海外戦略推進本部において協議を重ね、また、企業経営者や有識者等による海外戦略アドバイザーから、多くの助言・提言により策定されており、この戦略に基づき、海外ネットワークづくりを始め、県産品の輸出促進、海外誘客、外国人の受入れ環境整備、県内企業の海外展開支援等を関係者と一体となって取り組むこととしています。

### ② 2018年度大分県外国人留学生受入れ状況

「2018年度外国人留学生在籍状況調査結果」（2019年1月、独立行政法人日本学生支援機構）に基づき、2018年度（2018年5月1日現在）の大分県の外国人留学生の状況については次のとおりです。

- (1) 人口10万人当たりの留学生数【大学（短大・大学院を含む）・高専に在籍】  
317.0人〔全国第2位〕（前年度304.2人、4.2%増）
- (2) 93ヶ国・地域から外国人留学生 3,626人（前年度3,504人、3.5%増）
- (3) 出身国別留学生数  
①中国 780人②韓国 657人③ベトナム 471人④インドネシア 408人⑤タイ 282人

### ③ 「大分県外国人材の受入れ・共生のための対応策」を策定

新たな在留資格「特定技能」の創設により、県に在留する外国人が今後増加することが想定されることから、県としての対応を市町村と一体的に検討していくため、「大分県外国人材の受入れ・共生のための対応策協議会」を2018年12月に創設しました。

当協議会において、外国人材から選んでもらえる大分県となるために、県と市町村が足並みをそろえ、企業等が必要とする外国人材を適正に受入れ、日本人と外国人が安心して暮らせる地域社会を実現することを目的として、「大分県外国人材の受入れ・共生のための対応策」を策定しました。

### ④ 大分県外国人総合相談センターの開設

大分県では、2019年6月に、公益財団法人大分県芸術文化振興財団「大分国際交流プラザ」内に「大分県外国人総合相談センター」を開設しました。

日本語、英語、韓国語、中国語に加え、多言語コールセンターを活用し、ベトナム語、インドネシア語など18言語で、在住外国人やその関係者からの生活相談に対応するとともに、内容に応じて、行政書士などの専門家による相談も受け付けています。

### ⑤ 国際交流について

大分県では、市町村に加え民間団体・個人といった草の根レベルでの国際交流が、県内各地域で数多く行われています。2018年末時点で9市において、29の海外の都市・地域と姉妹都市・友好都市及び交流協定が結ばれており、中国湖北省とは2011年に知事をはじめとする訪問団が訪れたのを機に交流が始まり、湖北省からの国際交流員や行政研修生を受入れる等の人的交流を行っています。

今後も成長著しい東アジア・ASEAN地域への関心の高まりを踏まえ、経済・文化・青少年などの交流促進を図っていくとともに、地域活性化につなげるため市町村と連携して交流を進めていく方向です。

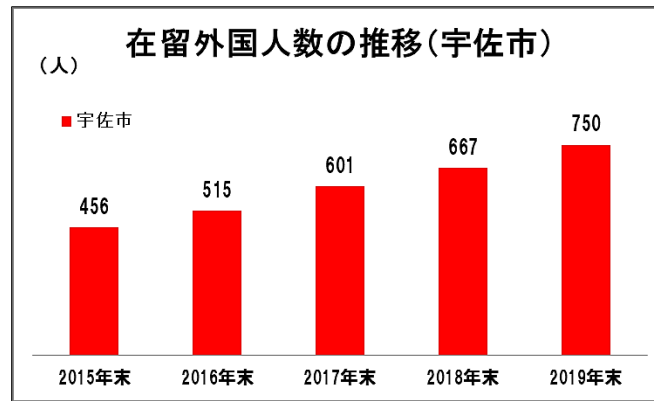
## 3. 宇佐市の状況

本市の外国人登録者数は2019年末現在で750人と、この5年間で約1.6倍以上となり、今後のグローバル化の進展及び人口減少に伴う人手不足から勘案すると、外国人住民の更なる増加が予想されることから外国人住民施策は、本市においても課題となります。

在留資格別では、最も多いのが技能実習465人であり、次いで永住者70人、特別永住者62人となっています。特定技能や技術・人文知識・国際業務等専門的・技術的分野での就労を目的とした外国人合計は49人であり、技能実習と合わせると514人、外国人登録者数に占める割合は約69%に上ります。

国籍別では、最も多いのがベトナム355人であり、次いで中国111人、韓国73人となっています。





【宇佐市情報統計課資料】

### ① 外国人材の受入れ

少子高齢化や若年層の市外流出により、地域の産業の維持が危ぶまれています。解決策として地元就職支援やU・Iターンの推進を行っていますが、あわせて外国人材の確保を行っていく必要があります。

これまで、一過性の外国人対策は少しずつ行ってきたものの、共に生きて暮らしていくための施策については現状や課題の把握ができていない点が多々あります。

本市としては、早急に現状と今後起こりうる課題を掌握し、外国人に選ばれ、共に理解し合い、共に生きていく、そのような地域をつくりあげることが求められます。

#### (1) 外国人材【2019年12月末現在】

- ①技能実習 465人【国別 ベトナム314人 中国70人 フィリピン32人ほか】
- ②専門的・技術的分野（技術・人文知識・国際業務、技能、教育等）33人
- ③留学生 22人
- ④特定技能 16人
- ⑤その他 214人

#### (2) 市内監理団体 宇佐商工会議所と宇佐両院商工会の2か所

#### (3) 外国人材を対象とした取組み

##### ①語学教室・文化交流活動支援

実習生が日常生活を充実し、地域住民と交流を図るため、語学教室及び文化交流活動を行う団体に対し補助

##### ②外国人材支援ネットワーク構築

外国人材受入の環境づくりのため、支援者の人材発掘と人材育成、ネットワーク構築のセミナーを実施

## ② 国際交流

本市は、1992年に韓国慶州市と友好親善都市の調印を皮切りに中学生を派遣し相互交流を行い、2009年からは隔年で美術交流展を開催し、文化芸術を通して相互の親善交流を行ってきました。

また、2015年に行われたハナミズキイニシアチブをきっかけにハワイとの交流を深めはじめ、異文化の生活体験を通して見聞を広め、国際化社会を担う豊かな国際感覚を身に付けた人材を育成することを目的に、海外への中高生の短期留学等支援を行い、グローバル化に向けた取り組みを進めてきました。

### 【主な取組み】

◇韓国慶州市 中学生海外派遣交流

◇東京2020オリンピックホストタウン登録、キャンプ誘致活動、

モンゴル国テコンドー競技専用キャンプに関する覚書を2019年9月に締結

◇高校生短期留学 オーストラリア、中学生短期留学 オーストラリア、ハワイ

◇2019年10月宇佐市・ホノルル市フレンドシップシティ（友好都市）協定締結

◇院内国際交流会が行うオーストラリア小学校との教育交流の支援

◇柳ヶ浦高校 外国人留学生の拡充

## ③ インバウンド対策

市内の観光地にも外国人観光客が目立つようになり、観光入込客数も右肩上がりになりつつあり、インバウンド対策としての受入れ態勢の整備が求められています。

### 【主な取組み】

◇外国人観光受入れマニュアル、多言語パンフレット作成

◇2019ラグビーワールドカップ 外国人観光客誘致（ツアー助成 宇佐神宮へ）



【ハワイ州ホノルル市とのフレンドシップ協定締結の様子】

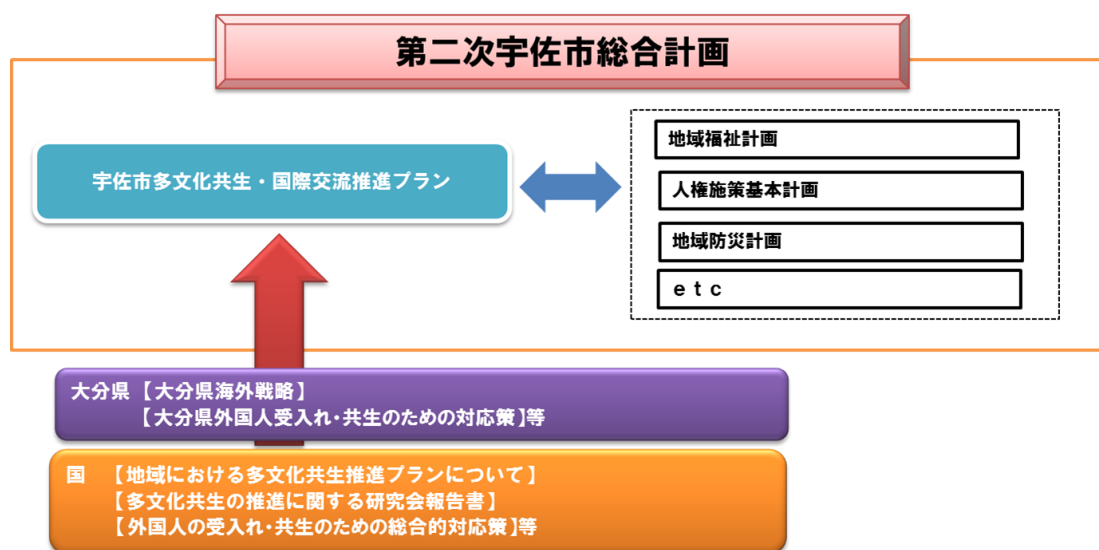
## 第3章 宇佐市多文化共生・国際交流推進プランの目標

### 1. 宇佐市多文化共生・国際交流推進プランの目標と位置付け

**「多様な交流により、多文化を理解し、認め合い、  
みんなで地域の元気づくり」**

国が示す「多文化共生推進プラン」では、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくこと」が定義され、地域に住む人々が幸せを感じ、生活していく上で、お互いの価値観や生き方を認め合い、地域社会を構成するひとりとして、自分にできることを考えて、行動を起こすことが必要とされています。

そのため、宇佐市多文化共生・国際交流推進プランにおいては、「第二次宇佐市総合計画」に掲げるまちづくりの目標である「定住満足度日本一、交流満足度日本一のまち」の一環として、国や県の各プランや戦略等と歩調を合わせながら、海外の国々や外国人訪問者、外国人住民とお互いの文化を理解し、認め合い、お互いが過ごしやすい環境づくりや地域を活性化させるために協力関係を築きながら、共に生きていくまちづくりを目指します。



### 2. 宇佐市多文化共生・国際交流推進プランの期間

本プランの期間は、第2次宇佐市総合計画「基本構想」との整合性を図るため、2020年度～2024年度までの5年間とします。

なお、国や県の制度及び社会情勢の変化を踏まえつつ、進捗状況に応じて見直しを行います。

2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
<b>第二次宇佐市総合計画基本構想</b>									
<b>前期基本計画</b>					<b>後期基本計画</b>				
					<b>宇佐市多文化共生・国際交流推進プラン</b>				

### 3. 基本プラン

#### ① 多文化共生のためのコミュニケーション支援

外国人住民に生活情報を「やさしい日本語」等で提供するとともに、日本語や日本の文化を学ぶ機会と場の提供に努め、言葉の壁を取り除き、スムーズな意思の疎通を目指すとともに、地域においても、「やさしい日本語」の活用について啓発を行います。

#### ② 多文化共生のための生活支援

外国人住民が福祉、医療、教育、防災といった生活に関わる情報を、必要に応じて入手できるように関連部署との連携強化や情報発信に努めます。

#### ③ 多文化共生の地域づくり

地域社会への多文化共生の意識啓発や、地域住民と外国人住民との交流の場をつくるため、住民や企業、NPO等への啓発や、学校、図書館、公民館等の様々な拠点づくり、地域住民が交流する機会を創出します。

#### ④ 国際交流による地域活性化

グローバル化の進展による人・モノ・情報等のネットワークに対応するため、国際交流事業のさらなる展開や姉妹都市や友好都市、交流都市などとの交流を充実させるとともに、新たな交流への発展や人材育成により、地域活性化につなげます。



【日韓国際美術交流展の様子】

## 第4章 宇佐市多文化共生・国際交流推進プランの実施に向けて

### 1. 多文化共生のためのコミュニケーション支援

#### ① 多言語・「やさしい日本語」による情報提供

【現状認識・課題】

近年、増加している日本語を母語としない外国人住民は、日々の生活で近隣住民とのコミュニケーションが困難であったり、各種行政サービスの利用や住民としての義務の履行に必要な情報が得られなかったりする場合があります。こうしたコミュニケーション上の困難を抱える外国人住民を支援するため、体系的に検討する必要があります。

【具体的施策】

○外国人の増加や多国籍化により、多言語対応の必要性は更に増しているものと考えられ、多言語で様々な情報を発信することにより、市民が外国語にふれる機会をつくり、多文化共生や異文化理解を促すきっかけづくりに努めます。

○外国人に提供される行政サービスや地域社会で生活する上でのルールや慣習、地域が主催するイベント等については、多様な言語・多様なメディアによる情報提供に努め、フリガナをふる、理解しやすい表現に置き換えるなど、日本語での表記についても多様な住民の存在に配慮し、広報紙を始めとしてインターネットや携帯電話の活用も検討していきます。

○外国人住民への支援に取り組む団体や他の自治体等と連携の上、多様な言語による情報提供を推進するため、通訳の育成を検討します。

○外国人住民が地域生活で抱えている問題は、同じような文化的・社会的背景を有する外国人住民が一番理解できる立場にあり、地域の外国人住民を相談員等として活用する方法を検討します。

○外国人住民及び企業等に対し、大分県外国人相談支援センターの周知を行うとともに、大分県外国人相談支援センターと連携した窓口対応に努めます。

#### ② 日本語能力向上や日本文化の教育支援

【現状認識・課題】

外国人が生活していく中で、日本語能力や日本の文化の知識が不十分な場合、円滑な意思疎通が図れず、様々な場面において支障が生じており、外国人を日本社会の一員として受け入れ、外国人が社会から排除されること等のないようにするためには、より円滑な意思疎通の実現に向け、日本語等を習得できるようにすることが極めて重要であるため、外国人に対する言葉や文化・習慣等の教育の取組を大幅に拡充し、円滑にコミュニケーション

ンができる環境を整備する必要があります。

#### 【具体的施策】

○地域で生活する外国人に対し生活に必要な日本語等の教育を行うため、日本語能力等を習得できるよう、日本語教育に関する取組の支援や日本の文化や習慣等を教育する研修等を支援することにより日本語教育等の推進を図ります。

○国内外で日本語学習者が増加する中、日本語教育を担う人材の育成が急務となっていることから、日本語教育を担う人材の情報共有や人材育成を関係機関と連携を図ります。

○外国人住民の日本語力向上を図るとともに、日本の文化を理解してもらうための取り組みを行うように関係団体や企業等へ求めていきます。

## 2. 多文化共生のための生活支援

### ① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

#### 【現状認識・課題】

外国人が本市で生活する上で、各種の手續・法令・制度、ごみ出しルールをはじめとする社会生活上のルール等について、分かりやすく迅速に情報を入手できることが必要であり、外国人からの生活相談等についても、きめ細かな対応を可能とする体制をつくる必要があります。

特に、外国人労働者は、日本の労働関係法令に関する知識が乏しいことが予想され、労働条件に係る問題など、監理団体等においても多言語での対応の充実を図る必要があります。

また、医療、福祉、子育て等の分野においても、関係機関における多言語での対応の充実を図る必要があり、これらの取組の推進にあたっては、外国人は、日本での生活情報の収集にソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を利用することが多いという点も留意する必要があります。

#### 【具体的施策】

○外国人が在留手續・雇用・医療・福祉・出産・子育て・子どもの教育等の生活に関して疑問や悩みを抱いた時に、適切な情報や相談場所を迅速に提供するため、県が情報提供及び相談を行う一元的な窓口である「大分県外国人総合相談センター」と連携することにより、相談業務に関する研修等を実施し、その知識の涵養を図ります。

○外国人へ適切な情報や相談場所を迅速に提供するため、外国人居住の実情を踏まえつつ、国県等関係機関における相談窓口と協力し、それぞれが運営する相談窓口の連携を図ります。

○多言語対応の基礎となる自動翻訳については、官民を問わず、自動音声翻訳技術の享受可能な環境整備を行うことを支援するとともに、利用促進のための周知活動の実施に努めます。

○多言語自動音声翻訳の利用促進の観点も踏まえ、「大分県外国人総合相談センター」をはじめ、外国人と接する機会の多い行政機関の相談窓口と連携し、自動翻訳アプリ等を活用しながら、外国人の相談ニーズに適切に対応できる多言語対応に努めます。

○外国語で提供する行政情報・生活情報の内容の充実、分かりやすさの向上を図るとともに、本市を訪れる外国人の国籍・出身地域や使用言語の多様化を踏まえ、多様な言語による情報提供・発信を推進します。

○医療、保健、防災対策等の外国人の生命・健康に関する分野や、子どもの教育、保育その他の子育て支援サービス、労働関係法令、社会保険（医療保険、年金、介護保険、労働保険）については、できる限り母国語による情報提供・相談対応等が可能となるよう、段階的な多言語対応の環境づくりを進めます。

○外国人に対する行政・生活情報の提供に当たっては、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を利用することも想定した対応の推進に努めます。

○外国人にごみ出しルールを分かりやすく説明するために、ごみの出し方・分け方の周知啓発に努めます

○日本人と外国人及び外国人同士でストレスなく十分なコミュニケーションを可能とするため、AI等による同時通訳の実現を目指すとともに、対象言語の追加や翻訳精度の向上を検討します。

## ② 生活サービス環境の改善（医療・保健・福祉・子育てサービスの提供環境の整備）

### 【現状認識・課題】

医療や保健、福祉・子育てなど生活に関わる各種制度等について外国人住民も地域住民と同様に、行政やその他生活上、必要なサービスを適正に受けられるよう、本市からの通知や手続き書類等の多言語化や、窓口における通訳等を通じて適切な対応や手続き等を行っていく必要があります。

また、医療機関を受診する外国人の増加を踏まえ、外国人が安心して医療や保健サービス等を受けることができる環境の整備や予防接種等の感染症対策も進める必要があります。あわせて、外国人が安心して子育てできる子育てサービスや生活に困窮した際の相談等の福祉サービスに係る環境の整備を進めることも必要です。

#### 【具体的施策】

○外国人患者が安心して医療機関を受診できる体制を進めるために「外国人を受け入れる協力的な医療機関」の登録について、県と連携を取りながら推進するとともに周知に努めます。また、県北エリアにおいては、外国語等対応できる県北エリア医療機関を医療ナビやホームページ等で周知していきます。

○外国人についても予防接種法に基づく定期接種の接種率の向上を図るために、接種勧奨に努めます。

○安心して医療や健診が受けられるように、国民健康保険制度や特定健診等の保健サービスの概要版などを多言語化することを検討します。

○がん検診や特定健診、健康教室などの保健サービスを利用しやすくするために、多言語での周知方法を検討します。また、外国人の文化や生活習慣に配慮した保健指導を実施するように努めます。

○多様な言語による母子健康手帳の交付、助産制度や母子保健サービスの多言語化を検討します。

○両親学級や子育て教室の開催などを検討し、多様な言語による情報提供や子育てでの多文化対応を通して、子育てを必要とする世帯への支援策を検討していきます。

○介護保険分野や障がい者福祉においても、介護制度の紹介やケアプラン作成時の通訳者派遣など、多様な言語による対応や文化的な配慮が求められる場合があることから、その対応方策の検討を行います。

### ③ 災害発生時の情報発信・支援等の充実

#### 【現状認識・課題】

在留外国人の増加に伴い、災害発生時における外国人に対する対応や被災者の生活支援、気象に関する情報提供等が重要性を増しています。また、大規模災害が発生した際には、在留外国人の安否確認等に困難が伴うことから、国県等との円滑な情報連絡体制の構築も必要となります。

#### 【具体的施策】

○電話通訳センターとの同時通訳体制の確保による外国人からの119番通報や救急現場での迅速かつ確かな対応や救急現場における外国人傷病者とのコミュニケーションを支援する多言語音声翻訳アプリの消防本部への導入の促進を図ります。



○近年、頻発するゲリラ豪雨や南海トラフ巨大地震を想定するうえで、災害弱者への防災対策は不可欠であり、防災マップの多言語化や外国人を含めた避難訓練を実施し、緊急避難場所等の周知に努めます。

○災害時において、地域の自主防災組織など多様な民間主体との連携・協働を図ることが効果的かつ現実的な対応として必要であり、防災対策は国籍にかかわらず、地域住民の生命・身体・財産確保に関わることから、関係者の地域内及び地域間ネットワークの構築により、災害時に機能する防災体制の整備に努めます。

○災害発生時や事前の防災対策において、大分県外国人総合相談センターの周知や活用を図るとともに、あらかじめ災害時に役立つ外国語表示シート等を準備するほか、防災行政無線のデジタル化による防災アプリの導入や、ICTの活用、多様なメディアとの連携を検討していきます。

#### **④ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル相談等への対応の充実**

##### **【現状認識・課題】**

在留外国人の増加を踏まえ、外国人が関係する交通事故を防止する等の観点から、外国人が日本の交通ルール・マナーを的確に理解できるための取組を推進していくこと等が必要です。また、外国人が犯罪に巻き込まれるなど、外国人に対する防犯対策を通じて外国人の防犯意識の醸成等を図る必要があります。さらに、訪日外国人旅行者の増加に対応し、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題等にも適切に対処する必要があります。

##### **【具体的施策】**

○交通安全教育や広報啓発活動等を通じて、外国人に対する日本の交通ルールを周知するため、関係団体等と情報交換しながら人材の確保に努め、交通事故や交通違反防止を図ります。

○外国人に対する110番通報講習や防犯教室の開催、自主防犯団体との合同パトロールの実施など防犯対策の充実を図り、外国人が犯罪被害者となることや外国人コミュニティ等に対する犯罪組織の浸透の防止等を図ります。

○消費者トラブルについて、外国人が安全・安心な利用・契約等ができるよう、消費生活センター等における消費生活相談について、地域の実情に応じて多言語対応の充実を図ります。

○外国人が多く利用するコミュニティサイト等の媒体を多言語で展開するなどして、人権問題が生じた場合に外国人が幅広く安心して利用できるよう更なる周知を図ります。

○言語・習慣等の違いによる地域社会からの孤立等に対する支援ニーズに対応するため、地域の実情に応じて、生活困窮者に対する相談窓口への通訳の配置や、外国人をサポートする団体等との連携を図るなど、外国人の状況に応じたきめ細かな支援を行います。

## ⑤ 住宅確保のための環境整備及び支援

### 【現状認識・課題】

外国人が生活していくためには、住宅の確保が極めて重要であり、公営住宅や民間賃貸住宅等について、外国人であることを理由として入居を断ることのないよう、受入れ企業が、自ら住宅確保を行うほか保証人として入居をサポートするなど、責任をもって住宅の確保を確実に実施するとともに、外国人が円滑に入居できるような取組を進めていく必要があります。

なお、公営住宅等では、永住許可を受けた者、特別永住者として永住することができる資格を有する者、中長期在留者については、日本人と同様の入居資格となっています。

### 【具体的施策】

○外国人材の受入れ企業が、自ら適切な住宅確保を行うほか、保証人として入居をサポートするなど、責任をもって住宅の確保が確実に実施できるよう情報連携を行います。また、不動産関係団体において、外国人の入居受入れに係る賃貸人向けのガイドブック等の作成協力を図ります。

○外国人住民が多い地域や住宅等で行われている外国人との共生の取組（外国語版の居住者向けリーフレットの配布、管理サービス事務所等における通訳の配置、居住者間の交流イベントの開催等）を推進します。

○家庭ごみの収集日程等や地域のルール等を外国人住民に周知するオリエンテーションの仕組みを自治会、企業等と連携して構築していきます。

○外国人住民が生活する上で、地域ぐるみで外国人住民を支えていくことが重要であるため、自治会等への外国人住民の加入を促すとともに、外国人住民と自治会等が連絡を取れる仕組みづくりを推進していきます。

○公営住宅等に集住している外国人住民は日本人住民との交流の機会も少なく、生活情報の入手が困難な場合があり、外国人住民への入居時の生活情報の提供や、生活相談に対応できる相談窓口の設置を検討していきます。

## ⑥ 外国人児童生徒の教育等の充実

### 【現状認識・課題】

外国人児童生徒に対する教育は、外国人児童生徒の生活の基礎となるものであり、その一人ひとりの日本語能力を的確に把握しつつ、きめ細かな指導を行うことにより、外国人児童生徒が、必要な学力等を身に付けて、自信や誇りを持って学校生活において自己実現を図ることが重要です。しかし、外国人児童生徒の中には日本語能力を十分に有していないことがあり、対応する教員等を確保するとともに、教員等の資質・能力の向上を図ることが必要不可欠となっています。

### 【具体的施策】

○外国人児童生徒やその保護者等への支援体制の整備として教育関係機関等との連携を行い、人材確保対策に努めます。

○教職員と外国人児童生徒や保護者とのスムーズな意思疎通を図り、きめ細かな就学相談や充実した日本語指導を実施できるよう、多言語翻訳システム等のICTの整備を検討します。

○国籍や民族の違いにかかわらず、誰もが日本社会そして地域社会の構成員であることを学ぶことが重要であり、すべての児童生徒を対象として、多文化共生の視点に立った国際理解教育を推進します。

## ⑦ 適正な労働環境等の確保

### 【現状認識・課題】

外国人労働者についても、日本人労働者と同様、適正な労働条件等の確保が極めて重要です。外国人労働者は日本の労働関係法令等に関する知識が十分でない場合もあり、労働条件等に関する問題が発生しやすいと考えられます。そのため、関係機関において外国人を雇用する事業主に対する指導や相談支援を更に推進するなど、適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保に努めていく必要があります。

### 【具体的施策】

○ハローワークと連携し、事業主へ外国人の雇用状況届出制度や雇用管理指針の周知・啓発を行うとともに、国県等に外国人労働者の適正な労働条件と雇用管理の確保のため、必要な体制整備を求めています。

○技能実習生のより一層適正な労働条件と雇用管理の確保のため、監理団体等関係機関との連携体制強化を図ります。

○外国人労働者向けの多言語化による安全衛生教材や外国人労働者を雇用する事業主向けの教材の開発を事業主等と研究を行います。

## ⑧ 地域での安定した就労の支援

### 【現状認識・課題】

在留外国人の増加や多国籍化・多言語化に伴い、就労窓口等における相談対応の多言語化対応が求められるとともに、円滑な就職活動と就労の安定を図ることが必要とされています。また、就職を希望する留学生に対し、より一層の就職支援が必要であるほか、外国人材の受入れにあたっては、人材が不足している地域の状況に配慮し、大都市圏等に一極集中しない対策を行う必要があります。

### 【具体的施策】

○新たな在留資格による外国人材等が地域で安定した就労が確保されるよう、身近な地域での転職を希望する場合には、ハローワーク等で多言語対応により、地元企業の情報提供や外国人が応募しやすい求人確保を行うなど、できる限り本人の希望に沿った転職が可能となるよう支援に努めます。

○外国人を対象にした日本語や労働関係法令・雇用慣行等の基本的知識等を習得するための研修事業や日本語能力に配慮した職業訓練の実施を行う企業を支援します。

○外国人を含む労働者の職業訓練等に取り組む事業主等を支援することにより、労働者のキャリア形成を促進します。

○外国人労働者の労働環境の向上を図るため、外国人労働者の働き方の見直しを企業等に求めています。

## ⑨ 留学生の就職等の支援

### 【現状認識・課題】

留学生は、教育機関における教育を通じて高度な専門性や日本語能力を身に付けるのみならず、その留学期間中、日本人学生や地域住民と様々な形で交流することを通じて本市を深く理解する貴重な人材です。このため、各企業における就職活動の在り方やその後の育成を含めて、幅広い対策を講ずることが必要であり、今後、留学生や外国人材が増加することが見込まれることから、それらの外国人に対してより適切な支援を図る必要があります。

【具体的施策】

○留学生が本市へ就職して活躍してもらうため、留学生が学業に専念し、高度な専門性・技術や日本語能力を身に付けて課程を修了できるよう、関係機関や高等学校等と連携し、留学生の適切な受入れ環境や校外活動等の状況把握に努め、適切な支援を検討します。

## ⑩ 金融・通信サービスの利便性の向上

【現状認識・課題】

外国人が生活していく上で、家賃や公共料金の支払、賃金の受領等の様々な場面において、金融機関口座の利用が必要であり、外国人が円滑に銀行口座を開設できるための取組を進めていく必要があります。また、外国人が生活していくには、携帯電話をはじめとする通信サービスを利用することが必要となることから、携帯電話等の外国人が日常的に利用する通信サービスを円滑に契約し、利用できるための取組を進めていく必要があります。

【具体的施策】

○市内全ての金融機関において、外国人が円滑に口座を開設できるよう、協力を要請します。

○受入れ企業に外国人が、金融機関において円滑に口座を開設できるように必要なサポートを行うよう要請していきます。

○在留外国人による携帯電話の契約及び利用の円滑化等の観点から、日本語の話せない外国人が一律に契約を阻害されることのないよう携帯電話事業者等に対し、多言語対応に向けた取組を一層推進するよう要請していきます。

## ⑪ 社会保険への加入促進等

【現状認識・課題】

外国人が生活する上で、社会保険は重要なセーフティネットであり、外国人を雇用している事業所への外国人の社会保険への加入手続の徹底をしてもらうため、関係機関が連携してその加入促進を進めていく必要があります。また、在留外国人による医療保険の利用については、不適切な利用も想定されるケースもあることから、その適正な利用の確保に向けた取組を進めていく必要があります。

【具体的施策】

○社会保険への加入手続に関し、事業主に対し、訪問指導等による計画的な事業所訪問を行うなど、外国人を雇用する事業所や雇用されている外国人に対する社会保険への加入促進の取組を重点的に推進します。また、国民健康保険について、離職時等に年金被保険者情報等を活用しながら加入促進の取組を推進します。

○個人住民税の滞納対策として、給与支払者に徴収・納入をさせる特別徴収を促進するため、事業者に対して特別徴収の適切な実施のための周知を図ります。

### **3. 多文化共生の地域づくり**

#### **① 市民及び外国人の声を聴く仕組みづくり**

【現状認識・課題】

外国人との共生社会を実現するためには、市民及び外国人の双方の意見に耳を傾け、それらの意見を共生施策に適切に反映させる仕組みづくりや、外国人が抱える課題等について客観的な情報を収集し、これに基づき検討を行っていくことが必要であります。

【具体的施策】

○外国人が抱える職場状況や日常生活、社会生活の問題点を的確に把握し、外国人材の受入れ環境整備に関する施策の企画・立案につながるよう、国が行う「外国人住民調査」を参考としつつ、外国人に対する基礎調査の検討を行います。

○審議会や委員会などの会議への外国人住民の参加を促進し、市の施策に外国人住民の意見を広く反映させる仕組みを構築していきます。

#### **② 啓発活動等の実施**

【現状認識・課題】

外国人との共生社会を実現するため、外国人との共生の必要性や意義について、市民の幅広い理解が必要であり、言語、宗教、慣習等の違いによる様々な問題を予測する必要があり、その防止策や被害が生じた場合の対応策についても重要な課題であります。

そのため、各種啓発活動を推進し、外国人との共生について、企業、地域コミュニティ等の意識の向上を図るとともに、人権関係団体における人権相談等の取組の周知を図る必要があります。

【具体的施策】

○人権関係団体による「心のバリアフリー」を進める取組について、関係団体等と連携した啓発活動等を更に推進し、外国人を含む全ての人が互いの人権を大切にし、支え合う共生社会の実現に向けた取組みを推進します。

○外国人が多く利用するコミュニティサイト等の媒体の広告を多言語で展開する等、人権問題が生じた場合に外国人が幅広く安心して利用できるよう周知を図ります。

### ③ 地域における多文化共生の取組の促進及び支援

#### 【現状認識・課題】

本市において人口減少や高齢化が進行する中、地域経済を支える貴重な人材として、また、地域社会の重要な構成員として、外国人住民の役割は重要性を増しており、国籍等にかかわらず外国人が暮らしやすい地域社会づくりを推進することが求められています。このような観点から、本市における多文化共生の取組の促進を図るとともに、外国人が安心して本市での生活や就労を開始できるようにするため、地域において外国人の支援に携わる機関・個人に対する適切な支援等を行う必要があります。

#### 【具体的施策】

○新たな在留資格が創設されたことを踏まえ、地域の人手不足に的確に対応し、地域の持続的発展につなげていくため、地域住民と外国人材の交流を促進する事業、外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図ります。

○地域において外国人の支援に携わる人材・団体（外国人支援者）の育成を図るべく、外国人に対する生活ガイダンスの実施・各種行政手続に関する情報提供、住宅の確保、生活に必要な日本語の習得の支援、外国人からの相談・苦情への対応等を適切に行うための研修等を行うとともに、適切な支援が行えるよう継続的に情報提供を行います。

○外国人支援者同士が連携して効率的・効果的に外国人に対する支援を行うことができるよう、外国人支援者のネットワークの構築を支援します。

○外国人住民と地域住民の円滑な交流を促進するため、関係団体や企業等と連携して情報発信に努めます。

## 4. 国際交流による地域活性化

### ① 地域におけるグローバル化・地方創生の推進

#### 【現状認識・課題】

2016年9月には人の国際移動に関する初めての国連サミットが開催され、グローバル化の進展により人の国際移動は益々活発となっており、それに伴う諸課題は各国共通のものとなっています。また、日本においては、人口減少・高齢化の進行と、地方から東京圏への人口一極集中による地域経済の縮小が大きな課題となっており、持続可能な活力ある社会を維持するための地方創生の取組が求められています。このような状況の中、地域経済における貴重な人材として、また、地域社会の重要な構成員として、外国人住民の役割は増していくと考えます。

#### 【具体的施策】

○外国人を観光客や一時的な滞在者としてだけでなく、生活者、地域住民として認識する視点から、地域の構成員として社会参画を促し、外国人がもたらす多様性を活かす仕組み、国籍や民族等にかかわらず、誰もが活躍できる社会づくりを目指します。

○宇佐市観光ビジョン等と歩調を合わせ、外国人の視点に立ったインバウンド関連事業など地域が持つ新たな魅力の創出や、地域特産品のグローバルな販路開拓をはじめとした海外との積極的なつながりによる活性化など、地域産業・経済の振興につなげます。

○外国人がもたらす多様性を積極的に活用することにより、地域資源を新たな観点から捉えたビジネスモデルの形成や、地域産業の振興、地域の活性化へつながるよう推進していきます。

○市民のグローバル化の促進に向けて、中高生等の短期留学の支援や留学生の受け入れを積極的に行い、次代を担う人材育成に努めます。

## ② 多文化共生の交流の場づくり

#### 【現状認識・課題】

外国人住民が地域において自立し社会参加をしていくためには、外国人への働きかけだけでなく、地域住民がどう受け入れるかが重要になります。そのためには、地域社会への多文化共生の意識啓発や、地域住民と外国人住民との交流の場をつくる必要があります。多文化共生の意識啓発のためには、地域住民や企業等への啓発や、学校、図書館、公民館等の様々な拠点づくり、地域住民が交流する機会となるようなイベントの開催などの施策が考えられます。今後は、多くの地域住民の参加を促す工夫や、多文化共生の考え方を発信する各団体との協働など地域への発信が求められます。

#### 【具体的施策】

○国籍や文化の違いにかかわらず、地域で共に生活する住民として、互いを理解することが必要不可欠であり、文化や歴史の違いについての理解を促し、地域の実情を踏まえて、地域の構成員として共に生きていくため理解し合える環境整備を行います。

○地域住民が外国人住民と共生していくため、住民や企業等を対象に、多文化共生の地域づくりについて啓発を行い、外国人の人権に関する学習や外国人の言語を学ぶ機会を提供するよう努めます。

○学校、図書館、公民館等において、地域と連携しながら多文化共生の拠点として、教職員、保護者、そして地域住民に向けた啓発活動を行い、外国人の人権尊重の啓発や外国人の言語を学ぶ機会を提供するよう努めます。



○芸術、文化、スポーツをはじめ、様々な分野で友好都市等との国際交流を促進し、地域住民が多様な文化にふれる機会を創出します。

○外国人住民が、地域住民として主体的に地域で活動できるよう、地域の外国人コミュニティのキーパーソンとなるような人物や外国人住民のネットワーク、そして外国人住民の自助組織の育成を行い、様々な団体が外国人と協働することを検討していきます。



**【宇佐市高校生短期留学の様子】**

## **第5章 宇佐市多文化共生・国際交流推進プランの推進体制**

### **1. 推進体制**

#### **【現状認識・課題】**

地域における多文化共生の取組は、従前から民間団体などの多様な民間主体によって支えられてきた経緯があり、多文化共生施策を推進していくためには、これらの多様な民間主体との連携・協働を行いながら、その推進体制を整備することが重要であり、地域における多文化共生の推進にあたっては、行政や企業の役割を明確化することが必要であります。

#### **【具体的施策】**

○外国人住民に対して必要な行政サービスの提供に伴い、本市全体において意識を広く共有する必要があるため、人材の有効活用や包括的な支援を可能とする体制整備など、多文化共生を担う組織・人材づくりや職員への多文化共生の意識の醸成を行います。

○地域における多文化共生の推進に関わる取組は、県、市、企業などの民間団体が、独自に行っている事が現状であり、地域における多文化共生の推進に効果的に取組む事が出来るよう、国県の状況を注視しつつ、各主体の役割分担と連携・協働に努めていきます。

○外国人住民の多くは労働者として企業に雇用される人々であり、実質的な雇用者である受入れ企業には、地域の構成員としての社会的責任を認識してもらい、商工会議所等の地元経済団体や市、その他の民間団体と連携し、外国人住民に関わる諸問題の解決に努めるよう協議していきます。

### **2. 宇佐市多文化共生・国際交流推進プランの進行管理及び見直し**

本プランの進行管理については、市の内部組織で構成する検討委員会で、本プランの策定及び進捗管理、検証及び評価並びにプランの見直しを行い、見直しに関しては、随時関係団体と連携を図りながら、国や県の制度及び社会情勢の変化を踏まえつつ、多文化共生や国際交流を推進していきます。

## 宇佐市多文化共生・国際交流推進プラン（2020年～2024年）

---

令和2（2020）年3月発行

企画・編集

宇佐市 総務部 企画財政課

〒879-0492 大分県宇佐市大字上田 1030 番地の1

TEL 0978-27-8109

FAX 0978-32-2331

e-mail [kikaku05@city.usa.lg.jp](mailto:kikaku05@city.usa.lg.jp)